

# 大垣女子短期大学

## 実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名	大垣女子短期大学		設置者名	学校法人大垣女子短期大学				
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成21年度)			
	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
	幼児教育科	50人	幼二種免	昭和44年度	44人	43人	43人	6人
入学定員合計		50人	合計		44人	43人	43人	6人
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成22年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄には各学科等の実人数を、「個別」欄には各学科等内の教職課程ごとの人数である。							

# 実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成22年11月12日（金）

実地視察大学：大垣女子短期大学

実地視察委員：野村新委員、山極隆委員

## ■ 大学の教員養成に対する全般的な状況

### <状況>

- ・ 1学科において幼稚園教員養成を行っている。（幼二種免）
- ・ 平成19年度より、教育課程を2年制から3年制に移行した。

### <講評>

- ・ 教員養成に関する教育課程、教員組織等については、全般的に基準を満たしており良好に実施されている。
- ・ 地域と結びついた教育の中での教員養成がなされており、引き続きその充実・発展を期待する。

## ■ 教員養成に対する理念、設置の趣旨等の状況

### <状況>

- ・ 建学の精神である中庸を旨とし、教育者としての自覚や情熱、子どもに対する深い愛情を持ち、専門的な知識と技術に基づいて、教育にあたることのできる教員の養成を目指している。
- ・ 3年制にしたことにより、教育現場での体験を増やし、実践的な指導力と実務能力を養うとともに、専門的知識・技能を深め、より高い資質を持った教員の養成を図ろうとしている。

### <講評>

- ・ 質の高い教員の養成を目指して教育課程を3年制に移行させたことについて評価できる。2年制を3年制に移行することは、授業料や生活費が単純計算でも1.5倍以上の支出が予想されて、大学に応募することを避けることが一般的である。短期大学・大学の「定員割れ」が起こっている現在、その危険性のなかで、専門的な教育の知識・技術を深め、実践的な指導力を育成するために2年間では果たし得ない教員としての資質能力を体得させようとして、敢えて3年制移行に踏み切ったという。
- ・ 3年制移行のために議論を重ねたためか、教員養成に対する理念や養成すべき教員像について、各教員が明確に意識しており、また理念を具体化するために、各教員が様々な実践的な取り組みを行っており、評価できる。大学全体として、目指している教員像・実践力について、さらに具体的に示し、教師としての資質能力の育成に努めてほしい。
- ・ 3年制を活かし、1～2年生で理論を学び、3年生で実践を学び、実践力を身につけた教員の養成を今後も期待したい。

## ■ 教育課程（教職に関する科目等）、履修方法及びシラバスの状況

### <状況>

- ・「総合演習」の授業科目について・・・「教職に関する科目について」にも、シラバスにも見当たらない。
- ・「教育方法の研究」がある。

### <講評>

- ・「総合演習」について、・・・新教員免許法は平成21年入学生から適用されて、最終学年に「教職実践演習」が設置されて「総合演習」が廃止になったが、それ以前の入学生には「総合演習」の授業科目を設置しなくてはならない。「総合演習」を未履修の学生がいる場合には、これについての早急な措置を求めたい。
- ・「〇〇の研究」という科目名称は望ましくないため、教職課程認定申請の手引きの例示を参考にして改めてほしい。
- ・各学年・段階における到達目標に応じた履修モデルカリキュラムとなるよう、各授業科目の履修時期等について再検討してほしい。

## ■ 教育実習の取組状況

### <状況>

- ・教育実習の受講資格について厳しい規定があるが、それに加えてさらに再検討が必要である。
- ・3分の1程度の学生が母園で実習を行っている。
- ・できる限り母園は避けるようにと指導を行っている。
- ・2年次の9月、2月に実習を行っている。
- ・全実習園に訪問指導を行っている。
- ・実習園による評価、事前事後指導における担当教員による評価を総合し、学生に対する評価を行っている。

### <講評>

- ・教育実習の受講資格について・・・「前学期までに開講され受講すべき必修科目を、2科目以上単位不認定もしくは未修としていない」の他厳しい規定があるが、実習前に教育実習に深い関係のある科目について履修すべき授業科目として指定することが望ましい。例えば、指導案の作成、授業の構成・演出論、模擬授業の実施などを内容とする「教育方法論」などのように、教育実習に直結した授業科目を受講資格とすることが望ましい。現存の規定に加えるべく再検討して欲しい。
- ・母校（園）実習はできるだけ避けるべきである。やむを得ない場合は、大学教員が訪問指導や教育実習カリキュラムの編成、教育実習の評価基準策定など、実習園と交流・連携しながら、大学が主体的に実習園をリードしながら実習を実施してほしい。

## ■ 学校現場体験・学校ボランティア活動などの取組状況

### <状況>

- ・全学生が、実践的指導力や実務能力を高めるため、提携園において約3ヶ月間の研修を行っている。（「保育実務研修」3年次前期・3単位・必修）
- ・地域の子どもやその保護者が利用する「子育てサロン」を学内に設け、教員の指導のもと学生はサロンに入り、子どもと触れ合うとともに、保護者とのコミュニケーションの取り方及び保護者に対する子育て支援の在り方を学んでいる。

### <講評>

- ・今後も地域との結びつきがある中で、学生が実践力を身につけていくことを期待したい。
- ・地域の住民や保護者と大学が交流・連携して「地域の子育てサロン」の取り組みは教育研究と教師としての資質能力を育成する教員養成教育において高く評価されてよい。

## ■ 教職指導及びその指導体制の状況

### <状況>

- ・学生への履修指導については教務委員が担当、教育実習については教育実習担当者が実習指導を担当している。
- ・チューター（担当教員）がそれぞれ10名の学生を担当し、学生個々の履修状況を把握し、相談・指導にあたっている。
- ・教員免許に関する勉強会・検討会に職員を派遣し、学んだ情報については学内で共有を図り、事務体制を整えることに取り組んでいる。

### <講評>

- ・チューターが日常的に学生へ指導をしている点について評価できる。
- ・教員免許に関する勉強会、検討会や情報の共有の事務体制（SD）は評価できる。

## ■ 教員養成カリキュラム委員会などの全学的組織の状況

### <状況>

- ・教職指導の全学的組織として、「実習小委員会」が設けられている。

### <講評>

- ・貴学が掲げる教員像の養成を実施するために、全学的組織を構築し教職指導体制を確立してより充実させること。貴学では2年制から3年制移行のためにさまざまな議論を重ねたためか、各教員が明確な理念・教員像を持っている。全学的組織体制が構築されれば一層充実・発展することが期待できる。
- ・ただ問題は、「実習小委員会」についてである。「実習小委員会」が、実態として教職指導体制を統括する全学的組織であるならば、それが外部からも明確に分かる

ような名称の委員会にすべきではあるまいか。そうすることによって、内外ともに教育意識が変革するにちがいない。

## ■ 施設・設備（図書等を含む。）の状況

### <状況>

- ・ 図書館経営の理念・哲学を持って図書館運営がなされている。

### <講評>

- ・ 施設・設備については、数・質ともに充実しており、学習環境が整えられている。
- ・ 図書館については、集書計画、図書館利用者への配慮など、図書館経営の理念・哲学をもって運営がなされている。例えば、図書館の入り口付近の最も目に入る場所に非常に多数の絵本が並んでおり、また大型絵本・紙芝居等も揃えられており、大変評価できる。
- ・ 一部の書籍について、比較的古いものがみられるため、適宜新しいものを補充してほしい。

## ■ 新教員免許制度への対応としての教員養成教育について

### <講評>

現在、大学・短期大学に「定員割れ」が起こっており、大学選択にこだわらなければ、どこかの大学・短期大学には入学できる状況にある。

そのため場合によって「低学力」の学生も受け入れることがあり得る。

その一方、教員養成課程では、新教員免許法によって採用時に教員として最小限必要な資質能力の修得が求められており、1年次から教職専門科目については「履修カルテ」を作成し、それを基に、最終年度の「教職実践演習」において教師としての資質能力の有無をチェックすることになった。そのため、シラバスに具体的な到達目標の明示が求められたり、「教職実践演習」で学力の不十分な者には「補完指導」をしたりしなくてはならなくなった。

したがって「低学力」の学生に短期大学では2年間で、貴学の場合は3年間で教師として資質能力を保証する学力形成をなさなくてはならない。その具体的な方策について検討してほしい。また、「補完指導」の在り方についても具体的な指導の在り方の検討が必要である。

四年制大学の場合は4年間で教育するという「熟成」の期間があるが、短期大学の場合は「熟成」する「時」がない。特別な施策を講じなくてはならない。その方策について具体的な検討をお願いしたい。